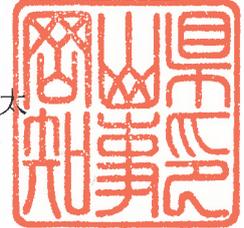


一般競争入札（条件付）公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札（条件付）を実施する。

令和8年2月24日

岡山県知事 伊原木 隆太



1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

令和8年度岡山県広報紙広告事業

（岡山県に広告掲載料を納付し、岡山県広報紙「晴れの国おかやま」に掲載する広告主の募集等の業務を行う者を決定する。）

(2) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 履行場所

岡山県総合政策局公聴広報課の指定する場所

2 競争入札に参加できる者の資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「審査要領」という。）第8条第2項の規定により公表されている入札参加資格を認定された事業者の名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類5企画・製作、小分類5広告・広報」であり、格付区分がA、B又はCであること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 審査要領第10条第1項の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領の規定による入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされてい

る者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県総合政策局公聴広報課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話（086）226-7154

FAX（086）224-3246

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 入札手続等

(1) 入札説明書、仕様書の配布期間、場所

①配布期間 令和8年2月24日（火）から令和8年3月3日（火）までの午前9時から午後5時まで

②配布場所 上記3の場所に同じ

なお、岡山県公聴広報課ホームページ

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/4/>

からダウンロードできる。

(2) 一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する必要書類の提出期間、場所及び方法

①提出期間 令和8年2月24日（火）から令和8年3月3日（火）までの午前9時から午後5時まで

②提出場所 上記3の場所に同じ

③提出方法 持参又は郵便等（一般書留、簡易書留等配達記録の確認ができる方法によるものに限る。）

(3) 入札参加資格要件の審査

①審査結果の通知

一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この入札に参加することができない。

②入札参加資格要件不適合の理由の説明要求

入札参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年3月10日（火）までに、下記（4）③の宛先にFAXする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様等に対する質問の受付

①受付期間 令和8年2月24日（火）から令和8年3月3日（火）までの午前9時から午後5時まで

②方法 仕様書に対する質問・回答書によりFAXすること。

- ③宛 先 岡山県総合政策局公聴広報課
FAX (086) 224-3246
- ④回 答 質問時と同様の方法により回答する。また、必要に応じて、内容を岡山県総合政策局公聴広報課ホームページに掲載する。
- ⑤その他 入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年3月16日(月) 午後1時30分
- (2) 場 所 岡山県庁4階 記者会見室(岡山市北区内山下2-4-6)
- (3) 提出方法 持参(郵便、FAXその他の方法による入札は認めない。)
- (4) その他
 - ① 代理人による入札
入札に際し、代理人により入札を行う場合は、契約を締結する権限を有する者からの委任状を持参し、提出すること。
 - ② 入札書の記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効
次の入札は無効とする。
 - ① 公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書
 - ② 入札者に求められている義務を履行しなかった者の提出した入札書
 - ③ 入札公告及び入札説明書に示した諸条件に違反した者の提出した入札書
 - ④ その他岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第140条の各号に掲げる入札書
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第138条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約保証金 岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (6) 広告掲載料は、令和8年4月30日(木)までに、県が発行する納入通知書により納付するものとする。
- (7) その他
詳細は入札説明書による。